



発行 新潟県

**第 90 号**

平成27年11月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1432 高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定による指定保安検査機関の指定（消防課）
- 1433 保安林の指定解除（治山課）
- 1434 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1435 道路の区域変更（道路管理課）
- 1436 道路の供用開始（道路管理課）
- 1437 道路の区域変更（道路管理課）
- 1438 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 1439 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 1440 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 13 新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 14 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 15 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 16 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 17 新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 18 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 19 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1432号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び所在地
  - 一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会
  - 新潟市中央区東大通一丁目2番23号
- 2 指定年月日
  - 平成27年11月9日

## 3 指定の区分

- (1) 冷凍保安規則第41条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (2) 液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (3) 一般高圧ガス保安規則第80条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (4) コンビナート等保安規則第35条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (5) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査を行う者としての指定

## 4 保安検査開始の日

平成27年11月10日

## ◎新潟県告示第1433号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市羽茂大崎3184の1・3185の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1434号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 起業者の名称

上越市

## 2 事業の種類

上越市立直江津地区公民館北諏訪分館移転事業

## 3 起業地

## (1) 土地

## ア 収用の部分

上越市大字上千原字百々向及び字中の坪地内

## イ 使用の部分

なし

## (2) 建物

## ア 収用の部分

上越市大字上千原字百々向及び字中の坪地内

## イ 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越市立直江津地区公民館北諏訪分館移転事業（以下「本件事業」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館を移転する事業であり、上越市立直江津地区公民館北諏訪分館（以下「北諏訪分館」という。）は、法第3条第22号に該当する施設である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、履行の確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性

## ア 得られる公共の利益

上越市では、平成27年2月に「上越市公の施設の再配置計画」を策定し、公共施設の数や配置の見直しを行っている。公民館についても、適正な規模や統廃合の検討を行い、北諏訪分館は、地域の課題や意見をまとめる地域コミュニティとして統治性が高い拠点施設であることから、存続する方針としている。

しかし、北諏訪分館は、建設後36年を経過しており、水害による建物の損傷などから老朽化が著しく、平成23年度に実施した建物耐震診断では、倒壊の可能性が高いと判定されている。地域住民からは、近隣に所在する築年の比較的新しい「えちご上越農業協同組合」(以下「JAえちご上越」という。)の空き店舗へ公民館機能を移転するよう要望が出ており、こうした状況から、市は、本件起業地に係る土地及び建物を取得し、必要最小限の改修を行うことで空き店舗を有効に活用できると判断し、北諏訪分館を移転することとしている。

本件事業の実施により、耐震性の高い建物への移転によって安心して利用できるようになり、また、集会室等の面積や室数が増加することから、様々な用途に対応でき、利用機会も増加することが予測される。地域住民の生涯学習の場が豊富に提供され、公民館活動の基盤が充実することは、地域の活力を生み出すものであり、地域づくりの推進にとって重要であることから、本件事業が公共の利益に果たす役割は大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響として、施設利用による夜間の騒音が考えられるが、民家等から一定の距離が確保できていることや、利用時間を午後10時までとし、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

## イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に関しては、起業地内に周知の埋蔵文化財は確認されておらず支障はないこと、自然環境の保全に関しては特別の配慮は要しないことを、市で担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、学校区などの単位となる生活圏内に配置すること、利便性の高い立地であることなどの観点から、現在の施設の建て替え案のほか本件起業地を選定し、2案について比較検討した結果、JAえちご上越の空き店舗の活用は、新築する場合に比べ事業費を抑えることができること、近接する保育園の保育や登降園時の動線に悪影響を及ぼさないこと、道路交通上の利用者の安全面などから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性

## ア 事業を早期に施行する必要性

現在の施設は地震や積雪による倒壊の危険性があり、できるだけ早期に安全な利用環境を整える必要があること、地域住民からJAえちご上越への公民館機能の移転要望が市に出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育プラザ

◎新潟県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市芹川町字圏内1288番1から	新	6.5～22.2メートル	285.1メートル
同市芹川町字圏内2147番1まで	旧	7.6～20.8メートル	285.1メートル

◎新潟県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間  
長岡市芹川町字圏内1288番1から同市芹川町字圏内2147番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月20日

◎新潟県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市野田字清水峠1093番2から	新	4.8～10.8メートル	148.3メートル
同市野田字清水峠1093番2まで	旧	4.8～9.4メートル	148.3メートル

◎新潟県告示第1438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 胎内都市計画汚物処理場（胎内市決定）  
名称 2号胎内市し尿処理施設
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

---

**◎新潟県告示第1439号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 胎内都市計画下水道  
名称 胎内市公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

---

**◎新潟県告示第1440号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称  
胎内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 胎内都市計画下水道事業
  - (2) 名称 胎内市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成15年8月5日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成15年新潟県告示第1569号の事業地のうち胎内市塩津字堀下地内において事業地を変更する
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオンモール新発田  
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成27年7月10日

- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成27年11月20日から平成27年12月20日まで

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量  
ホールボディカウンタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成27年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ジェスクホリウチ新潟支店  
新潟県新潟市中央区東出来島2番14号
- 5 落札価格  
30,780,000円
- 6 契約決定方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
平成27年9月8日

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大動脈内バルーンポンプについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年11月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
大動脈内バルーンポンプ 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成28年3月31日（木）
  - (4) 納入場所  
新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

平成27年11月30日(月)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年12月4日(金)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年11月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年3月31日(木)

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年11月30日(月)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年12月4日(金)午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。



なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月20日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 調達物品及び数量

P E T - C T 装置周辺機器 1 式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

随意契約

5 契約日

平成27年11月10日

6 契約者の氏名及び住所

シーメンス・ジャパン株式会社新潟営業所  
新潟県新潟市中央区笹口2丁目12番10号

7 契約金額

80,701,920円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号による。

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月20日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量

歯科口腔外科関連機器 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県病院局業務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 落札者を決定した日  
平成27年11月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ジェイメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 5 落札金額  
47,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 公告を行った日  
平成27年9月29日
- 8 物品等を設置する機関の名称及び所在地  
新潟県立十日町病院  
新潟県十日町市高山32番地9

選挙管理委員会規程

## 新潟県選挙管理委員会規程第13号

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会規程（昭和22年新潟県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第16条の4</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で総務管理部財政課及び市町村課並びに佐渡地域振興局企画振興部地域振興課に勤務する者をもって充てる。</p>	<p><b>第16条の4</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で総務管理部市町村課及び佐渡地域振興局企画振興部地域振興課に勤務する者をもって充てる。</p>

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第14号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（委員長の専決事項）</p> <p><b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公職選挙法（<u>昭和25年法律第100号</u>。以下「公選法」という。）第58条、第74条及び第85条の規定による投票所、開票所及び選挙会場を監視する<u>職権</u>を有する者の選任に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 政治資金規正法（<u>昭和23年法律第194号</u>。以下「規正法」という。）第31条の規定により提出された報告書等が不備又は<u>不十分なもの</u>について、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(11) 政党助成法（<u>平成6年法律第5号</u>。以下「助成法」という。）第37条の規定により、支部報告書又はこれに併せて提出された文書（以下「支部報告書等」という。）が不備又は不十分なものについて、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（<u>昭和25年法律第179号</u>。以下「基準法」という。）<u>第4条第15項、第4条の2第3項</u>及び第5条第16項の規定により、投票所、<u>期日前投票所</u>及び開票所の借料を承認すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 土地改良法施行令（<u>昭和24年政令第295号</u>。以下「改良令」という。）<u>第5条第1項</u>の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市<u>区町村</u>選挙管理委員会を指定すること。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p style="text-align: center;">（書記長の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げるものの交付等に関すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 公選法第131条第3項及び公職選挙法等執行規程（<u>平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号</u>。以下「執行規程」という。）第10条の規定による選挙事務所の標札</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 公選法第143条第17項及び執行規程第27条の規定による<u>公職</u>の候補者等及び後援団体の政治活動用立札及び看板の類の表示板</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p>	<p><b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公職選挙法（以下「公選法」という。）第58条、第74条及び第85条の規定による投票所、開票所及び選挙会場を監視する<u>権限</u>を有する者の選任に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 政治資金規正法（以下「規正法」という。）第31条の規定により提出された報告書等が不備又は<u>不十分なもの</u>について、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(11) 政党助成法（以下「助成法」という。）第37条の規定により、支部報告書又はこれに併せて提出された文書（以下「支部報告書等」という。）が不備又は不十分なものについて、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）<u>第4条第11項</u>及び第5条第16項の規定により、投票所及び開票所の借料を承認すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 土地改良法施行令（以下「改良令」という。）<u>第5条</u>の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市町村選挙管理委員会を指定すること。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p style="text-align: center;">（書記長の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げるものの交付等に関すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 公選法第131条第3項及び公職選挙法等執行規程（以下「執行規程」という。）第10条の規定による選挙事務所の標札</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 公選法第143条第17項及び執行規程第27条の規定による<u>公選</u>の候補者等及び後援団体の政治活動用立札及び看板の類の表示板</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p>

<p>キ 公選法第164条の2第2項及び執行規程第48条の規定による<u>個人演説会又は政党演説会の会場の立札及び看板の類の表示板</u> ク～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>行政文書等の公開の決定等</u>をすること。</p> <p>(4) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>市区町村の選挙管理委員会との連絡等</u>に関する軽易な事項の処理に関すること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>キ 公選法第164条の2第2項及び執行規程第48条の規定による<u>個人演説会場の立札及び看板の類の表示板</u> ク～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>公文書の公開の決定等</u>をすること。</p> <p>(4) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取</u>をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>市町村の選挙管理委員会との連絡等</u>に関する軽易な事項の処理に関すること。</p> <p>(7) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

---

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第19章（略）</p> <p>第20章 政党その他の政治団体の政治活動（第88条－<u>第105条</u>）</p> <p>第88条～第105条（略）</p> <p>第21章 補則（<u>第106条・第107条</u>）</p> <p>第106条（略）</p> <p>第107条（<u>指定都市に対するこの規程の適用</u>）</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（この規程の適用範囲）</p> <p><b>第1条</b> この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）による選挙において同法の規定により新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の権限に属する事務及び公選法以外の法律に基づいて行われる選挙又は投票に公職選挙法施行令（<u>昭和25年政令第89号</u>。以下「令」という。）の規定が準用される場合において当該規定により県委員会に属することとされる権限に属する事務について適用する。</p> <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p><b>第8条</b>（略）</p> <p>2 地方自治法施行令（<u>昭和22年政令第16号</u>）第106条、第114条、第117条、第184条、<u>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）</u>第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（<u>昭和23年政令第122号</u>）第14条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、<u>県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</u></p> <p>（ビラ証紙の交付）</p> <p><b>第19条</b> 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第19章（略）</p> <p>第20章 政党その他の政治団体の政治活動（第88条－<u>第104条</u>）</p> <p>第88条～第105条（略）</p> <p>第21章 補則（<u>第105条</u>）</p> <p>第106条（略）</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（この規程の適用範囲）</p> <p><b>第1条</b> この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）による選挙において同法の規定により新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の権限に属する事務及び公選法以外の法律に基づいて行われる選挙又は投票に公職選挙法施行令（以下「令」という。）の規定が準用される場合において当該規定により県委員会に属することとされる権限に属する事務について適用する。</p> <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p><b>第8条</b>（略）</p> <p>2 地方自治法施行令第106条、第114条、第117条、第184条、<u>漁業法施行令第9条、第23条、農業委員会等に関する法律施行令第6条</u>及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第14条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、<u>令第55条第2項及び第4項第2号の規定により都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</u></p> <p>（ビラ証紙の交付）</p> <p><b>第19条</b> 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又</p>

は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚（記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚）添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 （略）

（ポスター証紙の交付）

**第25条** （略）

2 前項の規定により証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、別記第18号様式の2に準じて証紙をはるべきポスターの見本を2枚提出しなければならない。

（ポスター掲示の手続）

**第35条** 候補者がポスター掲示場に公選法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。

（ポスター掲示場の減数協議）

**第37条** 市町村委員会が、公選法第144条の2第2項ただし書又は新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第2条の規定によりポスター掲示場の総数を減ずるために県委員会と協議する場合は、別記第26号様式に準じてしなければならない。

（政見放送を行わない候補者の経歴放送）

**第44条** 実施規程第4条第1項ただし書の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について行う経歴放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行う。この場合において、当該政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その放送順序はくじで定める。

（選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等）

**第72条** 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下この章において同じ。）は、公費負担条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

（出納責任者の選任及び異動の届出の様式）

**第76条** （略）

は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を1枚添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 （略）

（ポスター証紙の交付）

**第25条** （略）

2 前項の規定により証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、別記第18号様式の2に準じて証紙をはるべきポスターの見本を提出しなければならない。

（ポスター掲示の手続）

**第35条** 候補者がポスター掲示場に公選法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。

（ポスター掲示場の減数協議）

**第37条** 市町村委員会が、公選法第144条の2第2項ただし書又は新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条の規定によりポスター掲示場の総数を減ずるために県委員会と協議する場合は、別記第26号様式に準じてしなければならない。

（政見放送を行わない候補者の経歴放送）

**第44条** 実施規程第4条ただし書の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について行う経歴放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行う。この場合において、当該政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その放送順序はくじで定める。

（選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等）

**第72条** 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、公費負担条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

（出納責任者の選任及び異動の届出の様式）

**第76条** （略）

2 公選法第180条第4項又は公選法第182条第2項の規定による公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面は、別記第47号様式に準じて、同項の規定による推薦届出者の代表者であることを証明する書面は、別記第9号様式に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催告知用立札及び看板の類の表示)

第102条 (略)

2 前項の証紙は公選法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催届出後に、当該確認団体(公選法第201条の6第3項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体を含む。)の申請により、一の政談演説会につき5枚を交付する。

3 (略)

(機関誌紙の掲示場所)

第105条 公選法第201条の15第1項において準用する同法第148条第2項の規定により衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)議会議員及び市長の選挙において政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌を掲示することのできる場所は、第41条(1)イ及び(2)に規定する場所とする。

第106条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第107条 指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

第6号様式 (第9条関係)

(選挙事務所設置届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
	(FAX )

1 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置(異動)承諾書

2 公選法第180条第4項の規定による公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面は、別記第47号様式に準じて、同項の規定による推薦届出者の代表者であることを証明する書面は、別記第9号様式に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催告知用立札及び看板の類の表示)

第102条 (略)

2 前項の証紙は公選法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催届出後に、当該確認団体(公選法第201条の6第2項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体を含む。)の申請により、一の政談演説会につき5枚を交付する。

3 (略)

(機関誌紙の掲示場所)

第105条 公選法第201条の15第1項において準用する同法第148条第2項の規定により衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事及び市長の選挙において政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌を掲示することのできる場所は、第41条(1)イ及び(2)に規定する場所とする。

第106条 (略)

第6号様式 (第9条関係)

(選挙事務所設置届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )

備考 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置(異動)承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書(推薦届出者が数人あるときのみ)



- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

2 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
	( F A X )

備考 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

第7号様式（第9条関係）

(選挙事務所異動届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
	( F A X )

1 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置（異動）承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

2 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
	( F A X )

備考 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
-----	--------

第7号様式（第9条関係）

(選挙事務所異動届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
-----	--------

備考 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置（異動）承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話 )
-----	--------

第24号様式 (第32条関係)

(ポスター掲示場の設置場所の告示様式)

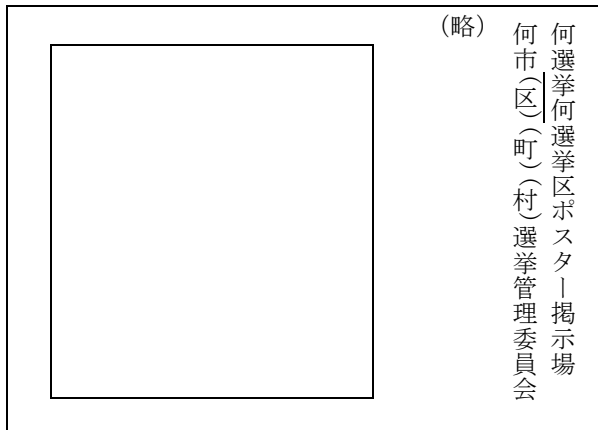
(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第25号様式 (第34条関係)

(ポスター掲示場の様式)



(略)

第26号様式 (第37条関係)

(ポスター掲示場の減数協議書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) 印

(略)

注 1 (略)

2 当該市区町村の各投票区別略図を添付してください。

第27号様式 (第40条関係)

(違反文書図画撤去命令書の様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき何月何日現在で何市(区)(町)(村)内に掲示されている下記の文書図画は公職選挙法第何条第何項の規定に違反するものと認められるので、同法第147条の規定により撤去を命じます。

(略)

第29号様式 (第47条関係)

(個人演説会等開催届の様式)

その1

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

第24号様式 (第32条関係)

(ポスター掲示場の設置場所の告示様式)

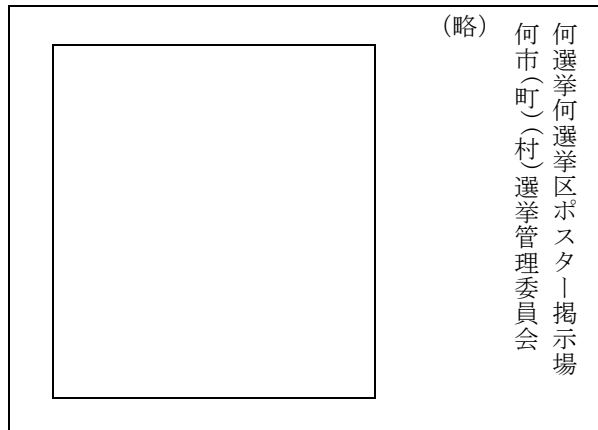
(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第25号様式 (第34条関係)

(ポスター掲示場の様式)



(略)

第26号様式 (第37条関係)

(ポスター掲示場の減数協議書様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) 印

(略)

注 1 (略)

2 当該市町村の各投票区別略図を添付してください。

第27号様式 (第40条関係)

(違反文書図画撤去命令書の様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき何月何日現在で何市(町)(村)内に掲示されている下記の文書図画は公職選挙法第何条第何項の規定に違反するものと認められるので、同法第147条の規定により撤去を命じます。

(略)

第29号様式 (第47条関係)

(個人演説会等開催届の様式)

その1

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

その2

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

**第37号様式**（第59条関係）  
 （選挙公報掲載文修正申請書様式）  
 （略）

**第38号様式**（第66条関係）  
 （投票記載所の氏名等の掲示の様式）

その1

（略）

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員以外の選挙における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その2

(略)	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称掲示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会
-----	--

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その3・その4 （略）

**第44号様式**（第75条関係）  
 （請求書の様式）

その1 （略）

その2

（略）

(略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">金額C (A × B)</td> </tr> </table>	金額C (A × B)
金額C (A × B)		

（略）

その3 (略)

**第37号様式**（第59条関係）  
 （選挙公報掲載分修正申請書様式）  
 （略）

**第38号様式**（第66条関係）  
 （投票記載所の氏名等の掲示の様式）

その1

（略）

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員以外の選挙における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その2

(略)	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称掲示 何市(町)(村)選挙管理委員会
-----	---

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その3・その4 （略）

**第44号様式**（第75条関係）  
 （請求書の様式）

その1 （略）

その2

（略）

(略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">金額C (A + B)</td> </tr> </table>	金額C (A + B)
金額C (A + B)		

（略）

その3 (略)

第46号様式 (第76条関係)

(出納責任者異動届の様式)

(略)

(略)	住所	(電話 )
-----	----	-------

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(出納責任者職務代行開始届の様式)

(略)

(略)	住所	(電話 )
-----	----	-------

(略)

第56号様式 (第95条関係)

(政治活動用ビラの届出様式)

(略)

確認団体の名称

(略)

第46号様式 (第76条関係)

(出納責任者異動届の様式)

(略)

(略)	住所	
-----	----	--

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(出納責任者職務代行開始届の様式)

(略)

(略)	住所	
-----	----	--

(略)

第56号様式 (第95条関係)

(政治活動用ビラの届出様式)

(略)

政治団体の名称

(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第16号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第10章の2 (略)</p> <p>第11章 補則 (第78条-第80条)</p> <p>第78条・第79条 (略)</p> <p>第80条 (指定都市に対するこの規程の適用)</p> <p>附則</p> <p>(投票区分設の告示)</p> <p><b>第4条</b> <u>市町村委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第17条第3項（投票区分設の告示）の規定により市町村の区域を分けて数投票区を設けた旨の告示をするときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。</u></p> <p>(定時登録日の変更の告示)</p> <p><b>第5条</b> <u>市町村委員会が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてしなければならない。</u></p> <p>(補正登録の告示)</p> <p><b>第9条</b> <u>市町村委員会が法第26条の規定により選挙人名簿に登録した旨の告示をするときは、別記第7号様式の2に準じてしなければならない。</u></p> <p>(随時抹消の告示)</p> <p><b>第9条の2</b> <u>市町村委員会が法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の3に準じてなければならない。</u></p> <p>(選挙権を有しない者の通知)</p> <p><b>第9条の3</b> <u>市町村委員会が令第1条の3の規定により選挙権の有しない者の通知をするときは、別記第7号様式の4に準じてなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章の2 (略)</p> <p>第11章 補則 (第78条・第79条)</p> <p>第78条・第79条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(投票区分設の告示)</p> <p><b>第4条</b> 公職選挙法（以下「法」という。）第17条第3項（投票区分設の告示）の規定により市町村の区域を分けて数投票区を設けた旨の告示をするときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。</p> <p>(定時登録日の変更の告示)</p> <p><b>第5条</b> 市町村委員会が公職選挙法施行令（以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてなければならない。</p> <p>(補正登録の告示)</p> <p><b>第9条</b> 法第26条の規定により選挙人名簿に登録した旨の告示をするときは、別記第7号様式の2に準じてなければならない。</p> <p>(随時抹消の告示)</p> <p><b>第9条の2</b> 法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の3に準じてなければならない。</p> <p>(選挙権を有しない者の通知)</p> <p><b>第9条の3</b> 市町村委員会が令第1条の規定により選挙権の有しない者の通知をするときは、別記第7号様式の4に準じてなければならない。</p>

(随時抹消の告示)

**第9条の8** 市町村委員会が法第30条の11の規定により在外選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の11に準じてしなければならない。

(投票所の指定)

**第16条** 市町村委員会が、法第39条の規定により投票所を設ける場所を指定するときは、投票が公正に行われるような場所にするものとする。

(投票所の告示)

**第17条** (略)

2 市町村委員会が法第41条第2項((投票所の変更))の規定により告示するときは、別記第15号様式に準じてしなければならない。

(仮投票調書)

**第25条** (略)

2 令第56条第5項(令第57条第3項及び令第58条第4項において準用する場合を含む。)において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により、又は令第65条の4第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票又は在外投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者又は市町村委員会の委員長は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、令第60条又は令第65条の7及び令第65条の12の規定により不在者投票又は在外投票を送致する際併せて送付するものとする。

3 令第59条の6第11項において準用する令第56条第5項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、法第49条第7項に規定する総務省令で指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信するものとする。この場合において、当該調書を受信するためのファクシミリ装置は、令第59条の6第12項のファクシミリ装置と異なる装置を使用するものとする。

4 (略)

(仮投票調書)

**第32条** 投票管理者は、投票所の事務が終わったときは、直ちに投票に関する書類及び物品(開票管理者に送致したものを除く。)を、市町村委員会に引き継ぐものとする。

(投票の適用)

(随時抹消の告示)

**第9条の8** 法第30条の11の規定により在外選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の11に準じてしなければならない。

(投票所の指定)

**第16条** 市町村委員会が、投票所を設ける場所を指定するときは、投票が公正に行われるような場所にするものとする。

(投票所の告示)

**第17条** (略)

2 法第41条第2項((投票所の変更))の規定により告示するときは、別記第15号様式に準じてなければならない。

(仮投票調書)

**第25条** (略)

2 令第56条第4項(令第57条第3項及び令第58条第4項において準用する場合を含む。)において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により、又は令第65条の13第5項及び令第65条の14第5項において準用する令第65条の4第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票又は在外投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者又は市町村委員会の委員長は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、令第60条又は令第65条の7、令第65条の12及び令第65条の16の規定により不在者投票又は在外投票を送致する際併せて送付するものとする。

3 令第59条の6第11項において準用する令第56条第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、指定市町村の委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信するものとする。この場合において、当該調書を受信するためのファクシミリ装置は、令第59条の6第12項のファクシミリ装置と異なる装置を使用するものとする。

4 (略)

(仮投票調書)

**第32条** 投票管理者は、投票所の事務が終わったときは、直ちに投票に関する書類及び物品(開票管理者に送致したものを除く。)を、市町村委員会に引き継ぐものとする。

(投票の適用)

**第32条の2** 本章の規定は、第4章《投票》の規定を適用しない。

(投票の準用)

**第32条の3** 第10条《投票管理者等の選任告示》、第12条《投票立会人の選任通知》、第13条《投票立会人の氏名等の通知》、第14条《投票立会人の辞職届出受理》、第14条の2《投票立会人の引継書》、第15条《投票所の開閉時刻の変更》、第16条《投票所の指定》、第17条《投票所の告示》、第18条《投票所の設備》、第19条《投票の進行》、第20条《投票用紙の交付》、第21条《選挙人の宣言》、第22条《投票用紙の收受》、第27条第1項《投票用紙使用残の引継ぎ》、第28条《送致目録》及び第32条《投票に関する書類及び物品の引継ぎ》の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

(略)

(期日前投票所の投票箱の鍵の保管)

**第32条の4** 令第49条の7において読み替えて適用する令第43条《投票箱を閉鎖する場合の措置》の規定により投票管理者及び投票立会人が投票箱の鍵を封印する場合には、各別にこれを封筒に入れて、一の鍵は投票管理者が、一の鍵は投票立会人が封印し、その表面に期日前投票所名及び鍵の区別、封印した者の氏名を記載するものとする。

(期日前投票に関する仮投票調書)

**第32条の5** 期日前投票所の投票管理者は、法第50条《選挙人の確認及び投票の拒否》第3項、第5項及び令第41条《代理投票の仮投票》第2項、第3項の規定により仮投票をした者があるとき、又は拒否の決定を受けた投票がある場合には、別記第20号様式に準じて調書を作成し、投票録に添えるものとする。

(投票記載の場所)

**第39条** 令第56条第6項、令第57条第3項、令第58条第4項及び令第59条の6第11項の規定による投票記載所は、第18条《投票所の設備》に準じて設備するものとする。

(在外投票の保管)

**第39条の4** 指定在外選挙投票区の投票管理者は、令第65条の7第2項、令第65条の12第2項及び令第65項の13第1項において読み替えて適用される令第60条第2項の規定により在外投票の送致を受けたときは、別記第35号様式の3に準じた保管簿にこれを記載するものとする。

**第32条の2** 本章の規定は、第4章《投票》の規定を適用しない。

(投票の準用)

**第32条の3** 第10条《投票管理者等の選任告示》、第12条《投票立会人の選任通知》、第13条《投票立会人の氏名等の通知》、第14条《投票立会人の辞職届出受理》、第14条の2《投票立会人の引継書》、第15条《投票所の開閉時刻の変更》、第16条《投票所の指定》、第17条《投票所の告示》、第18条《投票所の設備》、第19条《投票の進行》、第20条《投票用紙の交付》、第21条《選挙人の宣言》、第22条《投票用紙の收受》、第27条第1項《投票用紙使用残の引継ぎ》、第28条《送致目録》及び第32条《投票に関する書類及び物品の引継ぎ》の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

(略)

(期日前投票所の投票箱の鍵の保管)

**第32条の4** 令第49条の7において読み替えて適用する令第43条《投票箱を閉鎖する場合の措置》の規定により投票管理者及び投票立会人が投票箱の鍵を封印する場合には、各別にこれを封筒に入れて、一の鍵は投票管理者が、一の鍵は投票立会人が封印し、その表面に期日前投票所名及び鍵の区別、封印した者の氏名を記載するものとする。

(期日前投票に関する仮投票調書)

**第32条の5** 期日前投票所の投票管理者は、法第50条《選挙人の確認及び投票の拒否》第3項、第5項及び令第41条《代理投票の仮投票》第2項、第3項の規定により仮投票をした者があるとき、又は拒否の決定を受けた投票がある場合には、別記第20号様式に準じて調書を作成し、投票録に添えるものとする。

(投票記載の場所)

**第39条** 令第56条第5項(令第57条第3項、令第58条第4項及び令第59条の6第11項において準用する場合を含む。)《投票所の設備》に準じて設備するものとする。

(在外投票の保管)

**第39条の4** 指定在外選挙投票区の投票管理者は、令第65条の16の規定により在外投票の送致を受けたときは、別記第35号様式の3に準じた保管簿にこれを記載するものとする。

(選挙立会人を選任した場合の通知)

**第58条** 第44条((開票立会人を選任した場合の通知))及び第44条の2((開票立会人の氏名等の通知))の規定は、選挙立会人及び選挙分会立会人を選任した場合の通知に準用する。

(候補者の被選挙権調査)

**第61条** 選挙長は、候補者の被選挙権等について、別記第48号様式による調査書により、候補者の住所地の市町村委員会の委員長(必要のある場合は、ほかに本籍地の市町村長)に依頼して、選挙会の開催の日の前日までに調査しておかなければならない。

(県との請負関係等の有無の調査)

**第61条の2** 県委員会は、県議会議員の選挙及び県知事の選挙において、法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項の規定による届出があったときは、当該届出にかかる候補者が、県に対し地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第92条の2((議員が請負人等となることの禁止))又は同法第142条((長が請負人等となることの禁止))に規定する関係を有するものであるかどうか、前条に規定する期日までに調査しなければならない。

(選挙会の開催)

**第62条** 選挙長は、法第80条((選挙会又は選挙分会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときは、別記第49号様式による調査書を用いなければならない。

2・3 (略)

(選挙分会の開催)

**第62条の2** 前条第1項の規定は、選挙分会長が法第80条((選挙会又は選挙分会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときに準用する。

2 (略)

(候補者に関する報告)

**第68条** 選挙長は、次の各号に掲げる事項をその都度電話により県委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条第9項((立候補届出の却下))若しくは法第86条の4第9項((立候補届出の却下))の規定により届出を却下したとき、又は法第86条第11項((候補者届出政党の立候補の取下))若しくは第12項((候補者の立候補の辞退))若しくは法第86条の4第10項((立候補の辞退))の届出を受理したとき、若しくは法第91条((公務員となった候補者の取り扱い))若しくは法第103条((当選人が兼職禁止の職にある場合

(選挙立会人を選任した場合の通知)

**第58条** 第44条((開票立会人を選任した場合の通知))第44条の2((開票立会人の氏名等の通知))の規定は、選挙立会人及び選挙分会立会人を選任した場合の通知に準用する。

(候補者の被選挙権調査)

**第61条** 選挙長は、候補者の被選挙権等について、別記第48号様式による調査書により、候補者の住所地の市町村委員会の委員長(必要のある場合は、ほかに本籍地の市町村長)について、選挙会の開催の日の前日までに調査しておかなければならない。

(県との請負関係等の有無の調査)

**第61条の2** 県委員会は、県議会議員の選挙及び県知事の選挙において、法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項の規定による届出があったときは、当該届出にかかる候補者が、県に対し地方自治法第92条の2((議員が請負人等となることの禁止))又は同法第142条((長が請負人等となることの禁止))に規定する関係を有するものであるかどうか、前条に規定する期日までに調査しなければならない。

(選挙会の開催)

**第62条** 選挙長は、法第80条((選挙会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときは、別記第49号様式による調査書を用いなければならない。

2・3 (略)

(選挙分会の開催)

**第62条の2** 前条第1項の規定は、選挙分会長が法第80条((選挙会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときに準用する。

2 (略)

(候補者に関する報告)

**第68条** 選挙長は、次の各号に掲げる事項をその都度電話により県委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条第9項((立候補届出の却下))若しくは第86条の4第9項((立候補届出の却下))の規定により届出を却下したとき、又は法第86条第11項((候補者届出政党の立候補の取下))若しくは第12項((候補者の立候補の辞退))若しくは法第86条の4第10項((立候補の辞退))の届出を受理したとき、若しくは法第91条((公務員となった候補者の取り扱い))若しくは法第103条((当選人が兼職禁止の職にある場合



の特例))第4項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、その年月日、氏名及び事由

(5) (略)

2 選挙長が法第86条第13項又は法第86条の4第11項の規定により候補者の届出、取下げの届出、辞退の届出、届出の却下及び死亡等の旨を県委員会に報告するときは、別記第52号様式の3に準じてしなければならない。

(通称認定の告示等)

**第69条の2** 選挙長は、法第86条第13項又は法第86条の4第11項の規定による立候補の告示の後において、当該告示に係る候補者で令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けることとなった者がある場合においては、直ちに別記第53号様式の5に準じて告示するとともに、その旨を第53号様式の6に準じて県委員会及び市町村委員会に報告又は通知しなければならない。

(当選人が定まったときの報告)

**第71条** 選挙長が法第101条第1項又は法第101条の3第1項の規定により当選人が定まったときに、県委員会に報告するときは、別記第57号様式によらなければならない。

(同時選挙の繰延投票)

**第75条** 市町村委員会が市町村の選挙と県の選挙とを同時に行う場合において、法第125条第2項((繰延投票の場合の届出))の規定によって届出る場合は、第31条((繰延投票))の例に準じなければならない。

2 (略)

**第79条** (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

**第80条** 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第29条、第31条第1項、第74条第1項、第75条第1項及び第76条の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用し、市の長に関する規定は、区の長に適用する。

別記

**第1号様式**

(投票区分設の告示様式)

(略)

公職選挙法第17条第2項の規定により本市(区)(町)(村)の区域を分けて次のように投票区を設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

の特例))第4項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、その年月日、氏名及び事由

(5) (略)

2 選挙長が法第86条第13項又は第86条の4第11項の規定により候補者の届出、取下げの届出、辞退の届出、届出の却下及び死亡等の旨を県委員会に報告するときは、別記第52号様式の3に準じてしなければならない。

(通称認定の告示等)

**第69条の2** 選挙長は、法第86条第13項又は第86条の4第11項の規定による立候補の告示の後において、当該告示に係る候補者で令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けることとなった者がある場合においては、直ちに別記第53号様式の5に準じて告示するとともに、その旨を第53号様式の6に準じて県委員会及び市町村委員会に報告又は通知しなければならない。

(当選人が定まったときの報告)

**第71条** 選挙長が法第101条第1項又は第101条の3第1項の規定により当選人が定まったときに、県委員会に報告するときは、別記第57号様式によらなければならない。

(同時選挙の繰延投票)

**第75条** 市町村委員会が市町村の選挙と県と選挙とを同時に行う場合において、法第125条第2項((繰延投票の場合の届出))の規定によって届出る場合は、第31条((繰延投票))の例に準じなければならない。

2 (略)

**第79条** (略)

別記

**第1号様式**

(投票区分設の告示様式)

(略)

公職選挙法第17条第2項の規定により本市(町)(村)の区域を分けて次のように投票区を設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

注\_投票区の区域を変更したときは、変更した投票区だけを告示すること。

**第2号様式**

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第4号様式**

(選挙時登録の登録日等の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第5号様式**

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第6号様式**

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第6号様式の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式**

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の2**

(補正登録の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の3**

(随時抹消の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

注・投票区の区域を変更したときは、変更した投票区だけを告示すること。

**第2号様式**

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第4号様式**

(選挙時登録の登録日等の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第5号様式**

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第6号様式**

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第6号様式の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式**

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の2**

(補正登録の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の3**

(随時抹消の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の4

(選挙権を有しない者の通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

貴市(区)(町)(村)に住所を有することとなった下記の選挙人は、公職選挙法第11条第1項(公職選挙法第252条)(政治資金規正法第28条)の規定により選挙権を有しなくなった者であるので公職選挙法施行令第1条の3の規定により通知します。

(略)

(略)	明 大 昭 平	年 月 日
-----	------------------	-------

本市(区)(町)(村)において有していた住所

刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円 (略)
------------------------------

(略)

第7号様式の5

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の6

(指定在外選挙投票区の指定告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の7

(指定在外選挙投票区の指定通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

第7号様式の4

(選挙権を有しない者の通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

貴市(町)(村)に住所を有することとなった下記の選挙人は、公職選挙法第11条第1項(公職選挙法第252条)(政治資金規正法第28条)の規定により選挙権を有しなくなった者であるので公職選挙法施行令第1条の規定により通知します。

(略)

(略)	明 大 昭	年 月 日
-----	-------------	-------

本市(町)(村)において有していた住所

後見開始 審判 年 月 日 確定 年 月 日 刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円 (略)
---

(略)

第7号様式の5

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次の通りである。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の6

(指定在外選挙投票区の指定告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

注 公職選挙法原始附則第8項の規定により、当分の間、1の投票区を指定しなければならない。

第7号様式の7

(指定在外選挙投票区の指定通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

## 第7号様式の8

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の9

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

## 第7号様式の9の2

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

## 第7号様式の10

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の11

(随時抹消の告示様式)

(略)

次の者は、国内の市区町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過したので(登録の際に登録されるべきでなかった者であるので)公職選挙法第30条の11第2号(第3号)の規定により在外選挙人名簿から抹消した。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の12

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第23条の16において準用する同令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた在外選挙人名簿は次のとおりである。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第8号様式

(投票管理者等選任告示様式)

## 第7号様式の8

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の9

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

## 第7号様式の9の2

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

## 第7号様式の10

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の11

(随時抹消の告示様式)

(略)

次の者は、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過したので(登録の際に登録されるべきでなかった者であるので)公職選挙法第30条の11第2号(第3号)の規定により在外選挙人名簿から抹消した。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第7号様式の12

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第23条の16において準用する同令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた在外選挙人名簿は次のとおりである。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

## 第8号様式

(投票管理者等選任告示様式)

## その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の2

(指定投票区の指定等告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の3

(指定投票区の指定等(指定取消)通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第8号様式の4

(指定投票区の指定取消告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の5

(指定関係投票区の変更告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の6

(指定関係投票区の変更通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第9号様式

(投票立会人の選任通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市(区)(町)(村)第何投票区投票所(何期日前投票所)の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項(公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項)の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正

## その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の2

(指定投票区の指定等告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の3

(指定投票区の指定等(指定取消)通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第8号様式の4

(指定投票区の指定取消告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の5

(指定関係投票区の変更告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第8号様式の6

(指定関係投票区の変更通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第9号様式

(投票立会人の選任通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市(町)(村)第何投票区投票所(何期日前投票所)の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項(公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項)の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正当な事

当な事由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。  
(略)

第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第11号様式

(投票時刻変更告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第12号様式

(投票時刻変更通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第13号様式

(投票所開閉時刻変更届出書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

なお、投票箱送致の具体的方法についても併せて付記すること。

(略)

第14号様式

(投票所告示様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の各投票区の投票所を、公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所(何町(村)役場又は学校若しくは何処)

由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。  
(略)

第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第11号様式

(投票時刻変更告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第12号様式

(投票時刻変更通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第13号様式

(投票所開閉時刻変更届出書様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

なお、投票箱送致の具体的方法についてもあわせて付記すること。

(略)

第14号様式

(投票所告示様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の各投票区の投票所を、公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所(何町(村)役場又は学校若しくは何処)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所 (何町(村)役場 又は何処)
------------------------------

(略)

第15号様式

(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の第何投票区の投票所(何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第17号様式

(投票所の標札様式)

1 投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)第何投票区 投票所
--------------------------------

2 期日前投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)何期日前投票所
---------------------------

第18号様式

その2 (投票前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所 (何町(村)役場 又は何処)
---------------------------

(略)

第15号様式

(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の第何投票区の投票所(何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第17号様式

(投票所の標札様式)

1 投票所

何選挙何選挙区何郡(市)町(村)第何投票区 投票所
------------------------------

2 期日前投票所

何選挙何選挙区何郡(市)町(村)何期日前投票所
-------------------------

第18号様式

(入場券、到着番号札様式)  
(入場券)

表面

(略)	
	明治 大正 昭和 <u>平成</u>
	年      月      日
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印	

裏面

(略)  
(到着番号札)

1 投票所

	何市(区)(町)(村)第何投票区投票所到着第 号
--	--------------------------

2 期日前投票所

	何市(区)(町)(村)何期日前投票所到着第 号
--	-------------------------

**第19号様式**

(宣言書様式)

(略)

私は何郡(市・区)何町(村)大字何、何番地選挙人何某であることを宣言します。

(略)

**第20号様式**

(仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

2・3 (略)

その2 (令第41条の場合)

(略)

注 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

その3・その4 (略)

**第22号様式**

(投票に関する調様式)

その1

(略)

(入場券、到着番号札様式)  
(入場券)

表面

(略)	
	明治 大正 昭和
	年      月      日
何市(町)(村)選挙管理委員会 印	

裏面

(略)  
(到着番号札)

1 投票所

	何市(町)(村)第何投票区投票所到着第 号
--	-----------------------

2 期日前投票所

	何市(町)(村)何期日前投票所到着第 号
--	----------------------

**第19号様式**

(宣言書様式)

(略)

私は何郡(市)何町(村)大字何、何番地選挙人何某であることを宣言します。

(略)

**第20号様式**

(仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

2・3 (略)

その2 (令第41条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

その3・その4 (略)

**第22号様式**

(投票に関する調様式)

その1

(略)



(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人  (エ) <u>(ア+イ-ウ)</u>	棄権者数  (ケ) <u>(キ-ク)</u>	投票率  (コ) <u>(ク/キ× 100)</u>
-----	--	---------------------------------	---

注 1～4 (略)

5 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。

6 (略)

その2  
(略)

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人  (エ) <u>(ア+イ-ウ)</u>	棄権者数  (ケ) <u>(キ-ク)</u>	投票率  (コ) <u>(ク/キ× 100)</u>
-----	--	---------------------------------	---

注 1～6 (略)

7 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[ ]内のみ記載し[ ]の下それぞれの欄は斜線を引くこと。

8 (略)

その3  
(略)

注 1～3 (略)

4 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされた

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人  (エ)	棄権者数  (ケ)	投票率  (コ)
-----	--------------------------------	-----------------	----------------

注 1～4 (略)

5 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。

6 (略)

その2  
(略)

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人  (エ)	棄権者数  (ケ)	投票率  (コ)
-----	--------------------------------	-----------------	----------------

注 1～6 (略)

7 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[ ]内のみ記載し[ ]の下それぞれの欄は斜線を引くこと。

8 (略)

その3  
(略)

注 1～3 (略)

4 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされた

もの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。  
郵便等による不在者投票の代理記載は含まない。)を記載すること。

5~7 (略)

その4  
(略)

(略)	
洋上投票者数	南極投票者数
(ノ)	(ク)

注 1~4 (略)

5 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの(期日前投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの(在外投票の代理投票の仮投票を含む。郵便等による不在者投票の代理記載は含まない。)を記載すること。

6 「洋上投票者数」及び「南極投票者数」欄は、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の場合のみ記載するものであること(これ以外の場合には斜線を引くこと。)

7~9 (略)

第23号様式

(投票用紙及び投票用封筒精算書様式)

(略)

何市区町村選挙管理委員会

(略)

第24号様式

(送致目録様式)

その1  
(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)~(5) (略)

(6) 引継書

4・5 (略)

もの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

5~7 (略)

その4  
(略)

(略)	
洋上投票者数	
(ノ)	

注 1~4 (略)

5 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの(期日前投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの(在外投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

6 「洋上投票者数」欄は、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の場合のみ記載するものであること(これ以外の場合には斜線を引くこと。)

7~9 (略)

第23号様式

(投票用紙及び投票用封筒精算書様式)

(略)

何市区町村委員会

(略)

第24号様式

(送致目録様式)

その1  
(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)~(5) (略)

4・5 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その2

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 引継書

4～7 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その3 (期日前投票所)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 引継書

4 投票用紙及び投票用封筒精算書

5 (略)

6 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)何期日前投票所  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会  
注 項目3(3)及び6は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において送致するものである。

**第26号様式**  
(繰上投票通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第28号様式**  
(繰延投票の期日通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第29号様式**  
(選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

(略)

何市(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その2

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(7) (略)

4～7 (略)

(略)

何市(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その3 (期日前投票所)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 (略)

(略)

何市(町)(村)何期日前投票所  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)選挙管理委員会  
注 項目3(3)及び5は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において送致するものである。

**第26号様式**  
(繰上投票通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第28号様式**  
(繰延投票の期日通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第29号様式**  
(選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

(略)
(略) ア. <u>本市町村以外</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>本市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

【請求する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市(区)	郡	町村	番地
明大昭平 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

第29号様式の2

(選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)
(略) ア. <u>本市町村以外</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>本市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市(区)	郡	町村	番地
明大昭平 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

第31号様式

(船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)  
(略)

(略)
(略) ア. <u>他の市町村</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

【請求する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市	郡	町村	番地
明大昭 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

第29号様式の2

(選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)
(略) ア. <u>他の市町村</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市	郡	町村	番地
明大昭 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

第31号様式

(船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)  
(略)

(略)
(略)
イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

【請求する者】

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

(略)
(略)
イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

[請求する者]

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

第31号様式の2

(船員の不在者投票用紙等の交付簿様式)

(略)

注 1 (略)

2 摘要欄には、令第54条第1項の場合にあっては船員の登録市区町村を、令第59条の6第4項の場合にあっては指定船舶名、航海期間並びに選挙人の氏名等必要な事項を記載すること。

第34号様式

(不在者投票事務処理簿様式)

(略)

注 1～6 (略)

7 船員にして他の市区町村から投票用紙の交付を受けて投票した者も記載し備考欄にその旨を記載しておくこと。

8 (略)

第35号様式の2

(在外投票事務処理簿様式)

(略)

第36号様式

(開票立会人届出受理簿様式)

(略)

第37号様式

(開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第38号様式

(開票立会人選任通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印)  
(略)

第31号様式の2

(船員の不在者投票用紙等の交付簿様式)

(略)

注 1 (略)

2 摘要欄には、令第54条第1項の場合にあっては船員の登録市町村を、令第59条の6第4項の場合にあっては指定船舶名、航海期間並びに選挙人の氏名等必要な事項を記載すること。

第34号様式

(不在者投票事務処理様式)

(略)

注 1～6 (略)

7 船員にして他の市町村から投票用紙の交付を受けて投票した者も記載し備考欄にその旨を記載しておくこと。

8 (略)

第35号様式の2

(在外投票事務処理様式)

(略)

第36号様式

(開票立会人届出受理簿)

(略)

第37号様式

(開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第38号様式

(開票立会人選任通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(何市(町)(村)開票管理者 氏名 印)  
(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第8項の規定により通知しますから下記により参会してください。

(略)

第38号様式の2

(開票立会人氏名通知様式)

その1

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 「党派欄」は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1・2 (略)

3 「党派」欄は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1 (略)

2 「名簿届出政党等の名称及び略称又は党派」欄は、名簿届出政党等の届出により定まった立会人にあつては、当該名簿届出政党等の名称及び略称を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

第39号様式

(開票所及び日時指定告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何市(区)(町)(村)の開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所(何町(村)役場等)

貴殿を何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第8項の規定により通知しますから下記により参会してください。

(略)

第38号様式の2

(開票立会人氏名通知様式)

その1

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 「党派欄」は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その2

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1・2 (略)

3 「党派」欄は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その3

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1 (略)

2 「名簿届出政党等の名称及び略称又は党派」欄は、名簿届出政党等の届出により定まった立会人にあつては、当該名簿届出政党等の名称及び略称を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

第39号様式

(開票所及び日時指定告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何市(町)(村)の開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所(何町(村)役場等)

第41号様式

(開票所入口標札様式)

何選挙何選挙区何郡(市・区)何町(村)開票区 開票所
-------------------------------

第41号様式

(開票所入口標札様式)

何選挙何選挙区何郡(市)何町(村)開票区 開票所
-----------------------------

第42号様式の2

(有効投票効力決定表様式)

(略)		
票 数		票
(略)		

(略)

第42号様式の2

(有効投票効力決定表様式)

(略)		
票 数		
(略)		

(略)

第42号様式の4

(有効投票 (法68条の2のあん分) 効力決定表)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 (略)

第42号様式の4

(有効投票 (法68条の2のあん分) 効力決定表)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 (略)

第43号様式の3

(あん分計算表様式)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2～4 (略)

第43号様式の3

(あん分計算表様式)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2～4 (略)

第44号様式

(投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印

第44号様式

(投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1～3 (略)

(4 あん分計算票)

注 「(4 あん分計算票)」については、該当のある場合のみ記載すること。

附表の1

(投票に関する調様式)

第22号様式により開票区内のものを取りまとめたもの。

附表の2

(投票計算表(その1)様式)

その1

(略)

(略)						無効投票率
得票数に 加算された 票のうち 候補者の 同条による あん分票の うち	不在者投票の 不受理	在外投票の 不受理	投票用紙の 持帰り	入場券等の 投入	その他( )	[ (キ) / (ク) × 100 ]
						(カ)
(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(カ)
						%

注 1～4 (略)

5 (シ) 欄には、在外投票の代理投票及び在外投票の代理投票の仮投票で不受理としたものも含めて記載すること。

6 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その2

(略)

(略)	無効投票率
	[ (キ) / (ク) × 100 ]
	(カ)
	%

注 1～6 (略)

7 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その3

(略)

1～3 (略)

(4 按分計算票)

注 「(4 按分計算票)」については、該当のある場合のみ記載すること。

附表の1

(投票に関する調様式)

第22号様式により開票区内のものを取り纏めたもの。

附表の2

(投票計算表(その1)様式)

その1

(略)

(略)					無効投票率
得票数に 加算された 票のうち 候補者の 同条による あん分票の うち	不在者投票の 不受理	投票用紙の 持帰り	入場券等の 投入	その他( )	[ (キ) / (ク) ]
					(カ)
(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
					%

注 1～4 (略)

5 (ソ) 欄の無効投票率については、小数点3位を4捨5入し、2位にとどめること。

その2

(略)

(略)	無効投票率
	[ (キ) / (ク) ]
	(カ)
	%

注 1 (略)

7 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を4捨5入し、2位にとどめること。

その3



(略)

(略)	無効投票率 [(キ)/(ク) ×100] (ク) %
-----	--

注 1～6 (略)

7 (ク) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

附表の4

(投票計算表(その3)様式)

その1～その3 (略)

その4

(略)

(略)	2人以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの
-----	--

(略)

第48号様式

(候補者の被選挙権調査書様式)

(略)

(略)	(ア) 選挙人名簿に登録の有無、登録されていないときはその理由
(イ)	禁錮以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細
(ウ)	禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細
(エ)	(略)

(略)

(略)	無効投票率 [(キ)/(ク)] (ク)
-----	---------------------------

注 1～6 (略)

7 (ク) 欄の無効投票率については、小数点3位を4捨5入し、2位にとどめること。

附表の4

(投票計算表(その3)様式)

その1～その3 (略)

その4

(略)

(略)	2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの
-----	---

(略)

第48号様式

(候補者の被選挙権調査書様式)

(略)

(略)	(ア) 選挙人名簿に登録の有無、登録されていないときはその理由
(イ)	成年被後見人に該当の有無
(ウ)	禁こ以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細
(エ)	禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細
(オ)	(略)

(オ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

(コ) (略)

(サ) (略)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

注 (ア)、(ケ)、(コ)及び(サ)欄については、本籍地の市区町村における調査の場合は、不要である。

(カ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

(コ) (略)

(サ) (略)

(シ) (略)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

注 (ア)、(コ)、(サ)及び(シ)欄については、本籍地の市区町村における調査の場合は、不要である。

第50号様式

(候補者の得票総数計算表様式)

(略)

候補者氏名
市区町村

第50号様式

(候補者の得票総数計算表様式)

(略)

候補者氏名
郡市

第50号様式の3

(名簿届出政党等の得票総数計算表様式)

その1

(略)

名簿届出政党等の名称
市区町村

注 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

その2

(略)

名簿届出政党等の名称
市区町村

(略)

第51号様式

(候補者届出受理簿様式)

その1

第50号様式の3

(名簿届出政党等の得票総数計算表様式)

その1

(略)

名簿届出政党等の名称
市町村

注 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

その2

(略)

名簿届出政党等の名称
市町村

(略)

第51号様式

(候補者届出受理簿様式)

その1

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

(略)	職業
-----	----

その2

その2

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス	名称	本部の所在地	代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------	----	--------	--------	----------------

(略)	職業	名称	本部の所在地	代表者の氏名
-----	----	----	--------	--------

(略)

(略)

第52号様式

(候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式)

その1

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

第52号様式

(候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式)

その1

(略)

(略)	職業
-----	----

その2

その2

(略)

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

(略)	職業
-----	----

(略)

第52号様式の3

(県委員会への報告書様式)

(略)

別紙

その1

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

その2

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス	名称	本部の所在地	代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------	----	--------	--------	----------------

(略)

第53号様式

(市町村委員会への通知書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

別紙

その1

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

(略)

第52号様式の3

(県委員会への報告書様式)

(略)

別紙

その1

(略)

(略)	職業
-----	----

その2

(略)

(略)	職業	名称	本部の所在地	代表者の氏名
-----	----	----	--------	--------

(略)

第53号様式

(市町村委員会への通知書様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

別紙

その1

(略)	職業
-----	----

その2

(略)	職業	一の	党派
		ウェブ サイト 等の アド レス	

(略)

**第53号様式の2**

(候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(区)(町)(村)長様

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

**第53号様式の3**

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

**第53号様式の4**

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)長様

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

その2

(略)	職業	党派

(略)

**第53号様式の2**

(候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(町)(村)長様

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

**第53号様式の3**

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第1項の規定により通知します。

(略)

その2

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

**第53号様式の4**

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何市(町)(村)長様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

(略)	職業	一の	異動
		ウェブ	年月
		サイト	日
		等の	
		アド	
		レス	

注 本籍欄から一のウェブサイト等のアドレス欄までについては、異動のあった事項にかかる部分のみを記載すること。

**第53号様式の6**

(候補者の通称認定に関する報告(通知)様式)

その1

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

(何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様)

(略)

その2

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

(何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様)

(略)

**第58号様式の2**

(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第49条の規定により市(区)町村委員会を経由するものであること。

**第63号様式**

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

(略)	職業	異動
		年月
		日

注 本籍欄から職業欄までについては、異動のあった事項にかかる部分のみを記載すること。

**第53号様式の6**

(候補者の通称認定に関する報告(通知)様式)

その1

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

その2

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

**第58号様式の2**

(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第49条の規定により市町村委員会を経由するものであること。

**第63号様式**

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第17号

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条(以下「追加章等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章及び条の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第3条)</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第3条 (選挙長の告示方法)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 選挙人名簿(第5条-第5条の3)</p> <p>第5条・第5条の2 (略)</p> <p>第5条の3 (送付又は引継ぎを受けた場合の告示)</p> <p>第4章 投票(第6条-第6条の2)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>第4章の2 期日前投票(第6条の3)</u></p> <p><u>第6条の3 (期日前投票に関する事項)</u></p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 開票(第8条)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第7章~第9章 (略)</p> <p>第10章 補則(第12条・第13条)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>第13条 (指定都市に対するこの規程の適用)</u></p> <p>附則</p> <p>(縦覧場所の告示)</p> <p><b>第5条</b> 市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)が漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第23条第2項の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第3条)</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第3条 (選挙長等の告示方法)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 選挙人名簿(第5条-第5条の3)</p> <p>第5条・第5条の2 (略)</p> <p>第5条の3 (送付又は引継を受けた場合の告示)</p> <p>第4章 投票(第6条-第6条の2)</p> <p>第6条 <u>(投票所の開閉時刻の変更)</u></p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 開票(第8条-<u>第8条の3</u>)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>第8条の2 (投票点検結果の速報)</u></p> <p><u>第8条の3 (投票点検結果報告)</u></p> <p>第7章~第9章 (略)</p> <p>第10章 補則(第12条)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(縦覧場所の告示)</p> <p><b>第5条</b> 市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)が漁業法(以下「法」という。)第94条において準用する公職選挙法(以下「公選法」という。)第23条第2項の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)の縦覧場所を告</p>

(以下「選挙人名簿」という。)の縦覧場所を告示するときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示)

**第5条の3** 市町村委員会が漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)第5条第5項において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。)第19条第3項の規定により選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた場合の告示をするときは、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(投票に関する事項)

**第6条の2** 投票については、新潟県選挙事務取扱規程(昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。)第4章の規定(洋上投票及び在外投票に関する部分を除く。)を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第15条	法第40条第2項	漁業法施行令第6条第3項
------	----------	--------------

**第4章の2 期日前投票**

(期日前投票に関する事項)

**第6条の3** 期日前投票については、事務取扱規程第4章の2の規定を準用する。

(不在者投票に関する事項)

**第7条** 不在者投票については、事務取扱規程第5章の規定(洋上投票に関する部分を除く。)を準用する。

示するときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示)

**第5条の3** 市町村委員会が漁業法施行令(以下「令」という。)第5条において準用する公職選挙法施行令(以下「公選令」という。)第19条第3項の規定により選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた場合の告示をするときは、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(投票所の開閉時刻の変更)

**第6条** 市町村委員会が令第6条第2項の規定により投票所を開く時刻又は投票所を閉じる時刻を繰り上げ又は繰り下げるために、県委員会の承認を申請する場合は、別記第6号様式に準じてしなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、口頭又は電話等によって申請することができる。

**2** 市町村委員会が令第6条第3項((投票所の開閉時刻の変更の告示及び通知))の規定により告示及び通知するときは、それぞれ別記第7号様式及び第8号様式に準じてしなければならない。

(投票に関する事項)

**第6条の2** 投票については、新潟県選挙事務取扱規程(以下「事務取扱規程」という。)第4章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第25条第2項	令第58条第4項及び令第59条第8項	令第58条第4項
第31条第2項	選挙長又は選挙分会長	選挙長

(不在者投票に関する事項)

**第7条** 不在者投票については、事務取扱規程第5章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。



第34条の2	令第51条第1項及び令第59条第2項	令第51条第1項
	令第54条第1項、第2項及び令第59条第3項	令第54条第1項及び第2項
第39条	令第58条第4項及び令第59条第8項	令第58条第4項

(開票に関する事項)

**第8条** 開票については、事務取扱規程第6章の規定を準用する。

(開票に関する事項)

**第8条** 開票については、事務取扱規程第6章(第51条及び第52条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第44条の2	令第70条の2	令第70条の2第1項
第49条	法第68条の2第1項から第3項まで	法第68条の2第1項

(投票点検結果の速報)

**第8条の2** 開票管理者は、投票の点検が終わったときは候補者ごとの得票数及び無効投票数を電話等により市町村委員会を通じて選挙長及び県委員会に速報するものとする。

(投票点検結果報告)

**第8条の3** 開票管理者が漁業法第94条において準用する公選法第66条第3項の規定により選挙長に対して投票点検結果報告をする場合は、事務取扱規程別記第44号様式に準じてしなければならない。

(選挙会に関する事項)

**第9条** 選挙会については、事務取扱規程第7章(第62条の2の規定を除く。)の規定を準用する。

(選挙会に関する事項)

**第9条** 選挙会については、事務取扱規程第7章(第62条の2の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第7章見出し	選挙会及び選挙分会	選挙会
第56条 第57条 第58条	選挙立会人及び選挙分会立会人	選挙立会人
第60条	選挙会場及び選挙分会場	選挙会場

第61条の2	法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項	法第86条の4第1項、第2項及び第5項
第65条	選挙長又は選挙分会長	選挙長
	選挙会又は選挙分会	選挙会

(候補者に関する事項)

**第10条** 候補者については、事務取扱規程第8章(第68条第1項第1号、第2号及び第70条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第66条	法第86条又は法第86条の4	法第86条の4
第67条	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項
第68条第1項第3号	法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項	法第86条の4第1項、第2項及び第5項
第68条第1項第4号	法第86条第9項若しくは法第86条の4第9項	法第86条の4第9項
	法第86条第11項若しくは第12項若しくは法第86条の4第10項の届出を受理したとき	法第86条の4第10項の届出を受理したとき
	法第91条	法第91条第2項
第68条第2項	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項
第69条の2	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項

(当選人に関する事項)

**第11条** 当選人については、事務取扱規程第9章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、右欄のように読み替えるものとする。

第71条	法第101条第1項又は法第101条の3第1項	法第101条の3第1項
------	------------------------	-------------

(候補者に関する事項)

**第10条** 候補者については、事務取扱規程第8章(第68条第1項第1号、第2号及び第70条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第69条の2	令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)	漁業法施行令第8条第5項
--------	---	--------------

(当選人に関する事項)

**第11条** 当選人については、事務取扱規程第9章の規定を準用する。

## 第12条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

**第13条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

## 別記

## 第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

## 第2号様式

(異議の申出が正当である旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第3号様式

(異議の申出により名簿を修正したときの告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第3号様式の2

(異議の申出が正当でない旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第5号様式

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、漁業法施行令第5条第5項において準用する公職選挙法施行令第19条第1項の規定により、右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

## 第12条 (略)

## 別記

## 第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

## 第2号様式

(異議の申出が正当である旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第3号様式

(異議の申出により名簿を修正したときの告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第3号様式の2

(異議の申出が正当でない旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

## 第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

## 第5号様式

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、漁業法施行令第5条第5項において準用する公職選挙法施行令第19条第1項の規定により、右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

<p>(略) 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 (略)</p>	<p>(略) 何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 (略) <b>第6号様式</b> (投票所開閉時刻変更承認申請書様式) (略) <b>第7号様式</b> (投票時刻変更告示様式) (略) <b>第8号様式</b> (投票時刻変更通知様式) (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

新潟県選挙管理委員会規程第18号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第1条 (趣旨)</p> <p>第2章 投票(第2条)</p> <p>第2条 (投票に関する事項)</p> <p>第3章 開票(第3条-第8条)</p> <p>第3条 (投票の効力決定)</p> <p>第4条 (投票の集計及び計算)</p> <p>第5条 (投票点検結果の速報)</p> <p>第6条 (投票点検結果報告)</p> <p>第7条 (投票等処理の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第4章~第6章 (略)</p> <p>第7章 審査公報(第14条-第17条)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (配付)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (審査公報に関するその他の事項)</p> <p>第8章 補則(第18条)</p> <p>第18条 (指定都市に対するこの規程の適用)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>第2条 削除</p> <p>第2章 投票(第3条)</p> <p>第3条 (投票に関する事項)</p> <p>第3章 開票(第4条-第8条)</p> <p>第4条 (投票の効力決定)</p> <p>第5条 (投票の計算)</p> <p>第6条 (投票点検結果の速報)</p> <p>第7条 (投票点検結果報告)</p> <p>第7条の2 (投票等処理の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第4章~第6章 (略)</p> <p>第7章 審査公報(第14条-第16条)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (配付期間)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第8章 補則(第17条)</p> <p>第17条 (「( )」の意味)</p> <p>附則</p>

(趣旨)

**第1条** この規程は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「審査法」という。）に基づいて執行する審査事務につき、必要な事項を定めるものとする。

(投票に関する事項)

**第2条** 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（洋上投票及び在外投票に関する部分を除く。）の例による。

(投票の効力決定)

**第3条** 審査法第26条の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条の例によって投票の効力を決定するときは、次の様式に準じて調製した効力決定表をそれぞれ投票の首位に編綴したものを開票立会人に回付して意見を聴いた後に、開票管理者が決定しなければならない。

- (1) 記載のない投票（すべての裁判官について罷免を可としない投票） 別記第1号様式の1
- (2) すべての裁判官に×の記号を記載した投票（点字投票については、すべての裁判官の氏名のみが記載されてある投票） 別記第1号様式の2
- (3) 1人以上の裁判官に×の記号を記載した投票（点字投票については、1人以上の裁判官の氏名のみが記載されてある投票） 別記第1号様式の3
- (4) 記載無効のある投票（点字投票については、裁判官の氏名が記載されてはあるが記載無効のある投票） 別記第1号様式の4
- (5) 無効投票 別記第1号様式の5

2 前項の場合において、点字投票は、点字投票以外の投票と別に処理するものとする。

(目的)

**第1条** この規程は、最高裁判所裁判官国民審査法（以下「法」という。）に基づいて執行する審査事務につき、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 削除

(投票に関する事項)

**第3条** 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（以下「県選挙事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(投票の効力決定)

**第4条** 法第26条（投票及び開票に関するその他の事項）の規定により公職選挙法第67条（開票の場合の投票の効力決定）の例によって投票の効力を決定するときは、記載のない投票（すべての裁判官について罷免を可としない投票）については別記第1号様式の1に準じて、裁判官のすべてに×の記号を記載した投票（点字投票については裁判官の全員の氏名のみが記載されてある投票）については別記第1号様式の1の2に準じて、×の記号のみを記載した投票（点字投票については裁判官の氏名のみが記載されてある投票）については別記第1号様式の2に準じて、記載無効のある投票（点字投票については裁判官の氏名が記載されてはあるが記載無効のある投票）については別記第1号様式の3に準じて、無効投票については別記第1号様式の4に準じて調製した効力決定表をそれぞれ投票の首位に編綴したものを開票立会人に回付して意見を聴いた後に開票管理者が決定しなければならない。

2 前項の場合において、点字投票は記号式投票と別個に処理するものとする。

(投票の集計及び計算)

**第4条** 投票の集計は、次の様式に準じて調製した集計簿に記入して集計するものとする。

- (1) 前条第1項第3号に規定する投票の集計 別記第2号様式の1
- (2) 前条第1項第4号に規定する投票の集計 別記第2号様式の2
- (3) 前条第1項第5号に規定する投票の集計 別記第2号様式の3

2. 投票の計算は、次の様式に準じて調製した計算表に記入して計算するものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までに規定する投票の計算 別記第2号様式の4
- (2) 前条第1項第5号に規定する投票の計算 別記第2号様式の5

**第5条** (略)

(投票点検結果報告)

**第6条** 開票管理者は、審査法第21条の規定により審査分会長に対して投票の点検結果を報告する場合には、別記第3号様式に準じて報告しなければならない。

(投票等処理の特例)

**第7条** 審査に付される裁判官が1人の場合において、第3条、第4条及び第6条に規定する様式については、県委員会が別に定めることができる。

(開票に関するその他の事項)

**第8条** 本章に規定するもののほか、開票については事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票の例による。

(審査分会立会人の選任通知)

**第9条** 審査分会長は、審査法第27条第4項の規定により審査分会立会人を選任したときは、直ちに別記第4号様式に準じて通知しなければならない。

(審査分会に関するその他の事項)

**第10条** 本章に規定するもののほか、審査分会については事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙会の例による。

(衆議院小選挙区選出議員選挙の無投票の場合の投票及び開票に関する事項)

(投票の計算)

**第5条** 投票の計算は、別記第2号様式の2乃至4に準じて調製した集計簿並びに別記第2号様式の5及び6に準じて調製した計算表に記入して計算するものとする。

**第6条** (略)

(投票点検結果報告)

**第7条** 開票管理者は、法第21条((投票の点検及びその結果報告))の規定により審査分会長に対して投票の点検結果を報告する場合には、別記第3号様式の投票点検結果報告書に準じてしなければならない。

(投票等処理の特例)

**第7条の2** 審査に付される裁判官が1人の場合において、第4条、第5条及び第7条に規定する様式については、県委員会が別に定めることができる。

(開票に関するその他の事項)

**第8条** 本章に規定するものの外、開票については県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票の例による。

(審査分会立会人の選任通知)

**第9条** 審査分会長は、法第27条第4項の規定により審査分会立会人を選任したときは、直ちに別記第5号様式の通知書により通知しなければならない。

(審査分会に関するその他の事項)

**第10条** 本章に規定するものの外、審査分会については県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙会の例による。

(衆議院小選挙区選出議員選挙の無投票の場合の投票及び開票に関する事項)

**第11条** 衆議院小選挙区選出議員の選挙が無投票となった場合における審査の投票及び開票の取扱いについては、事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

(揭示の形体)

**第12条** 審査法第52条の規定により市町村委員会がしなければならない審査に付される裁判官の氏名等の揭示は、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(揭示に関しその他必要な事項)

**第13条** 本章及び公職選挙法等執行規程(平成7年選挙管理委員会規程第2号。以下「執行規程」という。)中衆議院小選挙区選出議員の選挙の氏名等の揭示の例によるほか、揭示に関し必要な事項は、市町村委員会がこれを定める。

(様式)

**第14条** 最高裁判所裁判官審査公報発行規程(昭和27年中央選挙管理会告示第4号)第7条の規定による審査公報の様式は、その都度これを定める。

(配付)

**第15条** 審査公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会は、審査の期日前2日までに、審査に用いるべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して配付しなければならない。

(字句の訂正)

**第16条** 審査公報の印刷に着手した後において字句の訂正を必要とするときは、新潟県報に、これを公示する。

(審査公報に関するその他の事項)

**第17条** 本章に規定するもののほか、審査公報については執行規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙公報の例による。

(指定都市に対するこの規程の適用)

**第18条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の

**第11条** 衆議院小選挙区選出議員の選挙が無投票となった場合における審査の投票及び開票の取扱いについては、県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

(揭示の形体)

**第12条** 法第52条((裁判官の氏名の揭示))の規定により市町村委員会がしなければならない審査に付される裁判官の氏名等の揭示は、紙又は木板を用い、その大きさは概ね縦75センチメートル、横1メートル以上とするものとする。

(揭示に関しその他必要な事項)

**第13条** 本章に定めるものの外、揭示に関し必要な事項は市町村委員会がこれを定める。

(様式)

**第14条** 最高裁判所裁判官審査公報発行規程第4条の規定による審査公報の様式は、その都度これを定める。

(配付期間)

**第15条** 審査公報は、審査の期日前2日までに市町村委員会を通じ審査に用いるべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して配付する。

(字句の訂正)

**第16条** 審査公報の印刷に着手した後において字句の訂正を必要とするときは、新潟県公報に、これを公示する。

(「(( ))」の意味)

**第17条** この規程中「条」及び「項」の下に付したかっこ「(( ))」書は、法の各条項を引用する場合の便宜をはかるための見出しであって、各規定の内容を限定する意味を有するものと解釈されてはならない。



19第1項の指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

第1号様式の2 (有効投票効力決定表(すべての裁判官に×のあるもの)の様式)

(B)表 有効投票効力決定表(すべての裁判官に×のあるもの)  
(略)

第1号様式の3 (略)

第1号様式の4 (略)

第1号様式の5 (略)

第2号様式の1 (略)

第2号様式の2 (略)

第2号様式の3 (略)

第2号様式の4 (略)

第2号様式の5 (投票計算表(その2)の様式)

(略)

(略)	点字投票以外の投票
-----	-----------

第3号様式 (投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1・2 (略)

3 投票計算表(その1~その3)

注 1 投票に関する調は別紙附表の1及び附表の1の2によること

2 投票計算表(その1及びその2)は第2号様式の4及び第2号様式の5によること

第1号様式の1の2 (有効投票効力決定表(裁判官のすべてに×のあるもの)の様式)

(B)表 有効投票効力決定表(裁判官のすべてに×のあるもの)  
(略)

第1号様式の2 (略)

第1号様式の2の2 削除

第1号様式の3 (略)

第1号様式の4 (略)

第2号様式の1及び第2号様式の1の2 削除

第2号様式の2 (略)

第2号様式の3 (略)

第2号様式の4 (略)

第2号様式の5 (略)

第2号様式の6 (投票計算表(その2)の様式)

(略)

(略)	記号式投票
-----	-------

第3号様式 (投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1・2 (略)

3 投票計算表(その1及びその2)

4 投票計算表(その3)

注 1 投票に関する調は別紙附表の1及び附表の2によること

2 投票計算表(その1及びその2)は第2号様式の5及び第2号様式の6によること

3 (略)

附表の1 (投票に関する調 (その1) の様式)  
(略)

(略)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数	選挙当日選挙権を有しない者で期日前投票をした者	選挙当日の有権者数	(略)		投票率
				投票者数	棄権者数	
(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	

- 注 1 (略)
- 2 (キ) 欄、(ク) 欄及び(ケ) 欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
- 3 (コ) 欄については、小数点3位を四捨五入して2位にとどめること。
- 4 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ) 欄及び(コ) 欄に斜線を引くこと。
- 5 (略)

附表の1の2 (投票に関する調 (その2) の様式)  
(略)

3 (略)

附表の1 (投票に関する調 (その1) の様式)  
(略)

(略)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数	選挙当日の有権者数	(略)		投票率
			投票者数	棄権者数	
(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	

- 注 1 (略)
- 2 (カ) 欄、(キ) 欄及び(ク) 欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
- 3 (ケ) 欄については、小数点3位を四捨五入して2位にとどめること。
- 4 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ク) 欄及び(ケ) 欄に斜線を引くこと。
- 5 (略)

附表の1の2 (投票に関する調 (その2) の様式)  
(略)

(略)

			点 字 投 票 者 数
投票所におけるもの	期日前投票所におけるもの	不在者投票によるもの	
(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)

注 1・2 (略)

3 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(期日前投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

4～6 (略)

第4号様式 (略)

第5号様式 (裁判官の氏名等の掲示の様式)

			裁判官氏名	何市(区)(町)(村)選挙管理委員会 最高裁判所裁判官国民審査に付される 裁判官の氏名等の掲示	何年何月何日執行
			最高裁判所の裁判官に 任命された年月日		

備考

1 この様式は、審査の投票における投票所内の投票

(略)

		点 字 投 票 者 数
投票所におけるもの	不在者投票によるもの	
(キ)	(ク)	(ケ)

注 1・2 (略)

3 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には不在者投票によってなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

4～6 (略)

第4号様式の1から第4号様式の4まで 削除

第5号様式 (略)

の記載をする場所その他適当な箇所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 裁判官の氏名にはふりがなを付すものとする。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

---

新潟県選挙管理委員会規程第19号

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程(平成12年新潟県選挙管理委員会規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条(以下「削除章等」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(章及び条の表示、削除章等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 公職選挙法に関する報告等(第2条-第16条)</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条~第6条 (略)</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>第8条~第16条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>削除</u></p> <p>第18条 <u>削除</u></p> <p>第19条 <u>削除</u></p> <p>第20条 <u>削除</u></p> <p>第21条 <u>削除</u></p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 補則(第25条-第27条)</p> <p>第25条・第26条 (略)</p> <p>第27条 <u>(指定都市に対するこの規程の適用)</u></p> <p>附則</p> <p>別記</p> <p>(開票区分設等の申出)</p> <p><b>第3条</b> 市町村委員会が公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第18条第2項の規定</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 公職選挙法に関する報告等(第2条-第16条)</p> <p>第2条 <u>(指定投票区の指定等の通知)</u></p> <p>第3条~第6条 (略)</p> <p>第7条 <u>(指定在外選挙投票区の指定の通知)</u></p> <p>第8条~第16条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>農業委員会委員選挙に関する報告等(第18条-第21条)</u></p> <p>第18条 <u>(開票区分設等の申出)</u></p> <p>第19条 <u>(選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告)</u></p> <p>第20条 <u>(当選等に関する報告)</u></p> <p>第21条 <u>(個人演説会開催施設指定の報告)</u></p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 補則(第25条・第26条)</p> <p>第25条・第26条 (略)</p> <p>附則</p> <p>別記</p> <p><u>(指定投票区の指定等の通知)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>公職選挙法施行令(以下「公選令」という。)</u></p> <p><u>第26条第2項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた旨又は指定投票区の指定を取り消した旨を通知する場合は、別記第1号様式に準じて、指定関係投票区を変更した旨を通知する場合は、別記第2号様式に準じてしなければならない。</u></p> <p>(開票区分設等の申出)</p> <p><b>第3条</b> 市町村委員会が公職選挙法(以下「公選法」という。)第18条第2項の規定により市町村の区域を分け</p>

により市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合わせて1開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて申し出るものとする。

(選挙人名簿登録人員数の報告)

**第4条** 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録されている選挙人の数を報告するときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

2 (略)

(住民投票を行うべき事由発生の届出)

**第17条** 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第85条第1項及び第262条第1項においてそれぞれ準用する公選法第120条第1項の規定により住民投票を行うべき事由が生じた旨を届け出る場合は、第12条の例によってしなければならない。

て数開票区を設け又は数町村の区域を合わせて1開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて申し出るものとする。

(選挙人名簿登録人員数の報告)

**第4条** 公選令第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録されている選挙人の数を報告するときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

2 (略)

(指定在外選挙投票区の指定の通知)

**第7条** 公選令第23条の2第2項の規定により指定在外選挙投票区を指定した旨を通知するときは、別記第7号様式に準じてしなければならない。

(住民投票を行うべき事由発生の届出)

**第17条** 地方自治法第85条第1項及び第262条第1項においてそれぞれ準用する公選法第120条第1項の規定により住民投票を行うべき事由が生じた旨を届け出る場合は、第12条の例によってしなければならない。

#### **第4章** 農業委員会委員選挙に関する報告等

(開票区分設等の申出)

**第18条** 農業委員会等に関する法律(以下「農法」という。)第11条において準用する公選法第18条第2項の規定により農業委員会の委員の選挙について、農業委員会の区域を分けて数開票区を設けること及びこれを変更することを必要とする旨を申し出る場合は、第3条の例によってなければならない。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告)

**第19条** 農令第6条において準用する公選令第19条第3項の規定により農業委員会委員選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者の数を報告する場合は、第6条の例によってなければならない。

(当選等に関する報告)

**第20条** 農法第11条において準用する公選法第108条第1項の規定により農業委員会の委員の選挙における当選等に関する報告をする場合は、第11条の例によってなければならない。

(選挙人名簿再調製の報告)

第22条 漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「漁令」という。)第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。

(個人演説会開催施設指定の報告)

第24条 漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

第26条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条まで、第23条及び第24条の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

第3号様式(第3条関係)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

公職選挙法第18条第2項の規定により下記のとおり当市(区)(町)(村)の区域を分けて数開票区を設けられるよう((何町(村)の区域と併せて1開票区を設けられるよう))((開票区の区域を変更せられるよう))申出します。

(略)

(略)	市(区)役所(町村役場)からの距離
-----	-------------------

(略)

(個人演説会開催施設指定の報告)

第21条 農法第11条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

(選挙人名簿再調製の報告)

第22条 漁業法施行令(以下「漁令」という。)第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。

(個人演説会開催施設指定の報告)

第24条 漁業法第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

第26条 (略)

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第2条関係)

(略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

公職選挙法第18条第2項の規定により下記のとおり当市(町)(村)の区域を分けて数開票区を設けられるよう((何町(村)の区域と併せて1開票区を設けられるよう))((開票区の区域を変更せられるよう))申出します。

(略)

(略)	市役所(町村役場)からの距離
-----	----------------

(略)

第4号様式 (第4条関係)

その1

(略)

市区町村名
(略)

(略)

その2

(略)

市区町村名
(略)

(略)

第5号様式 (第5条関係)

(略)

市区町村名
(略)

第6号様式 (第6条関係)

(略)

市区町村名	
(略)	
選挙人名簿の 移送(引継ぎ) をした市区町 村名及びその 区域	市区町村名

注 「関係投票区名」欄には移送(引継ぎ)をした市区町村の移送(引継ぎ)に係る投票区名を記載し、その投票区の全部又は一部の別を付記すること。

第8号様式 (第8条関係)

(略)

市区町村名
(略)

注 1 (略)

2 「H」欄には「I」欄計上分(申請先誤りとして經由領事官に返送したもので、補正がなされず市区町村選挙管理委員会に再送され、登録しなかった旨通知した数)を除いて記載すること。

第4号様式 (第4条関係)

その1

(略)

市町村名
(略)

(略)

その2

(略)

市町村名
(略)

(略)

第5号様式 (第5条関係)

(略)

市町村名
(略)

第6号様式 (第6条関係)

(略)

市町村名	
(略)	
選挙人名簿の 移送(引継ぎ) をした市町村 名及びその区 域	市町村名

注 「関係投票区名」欄には移送(引継ぎ)をした市町村の移送(引継ぎ)に係る投票区名を記載し、その投票区の全部又は一部の別を付記すること。

第7号様式 (第7条関係)

(略)

第8号様式 (第8条関係)

(略)

市町村名
(略)

注 1 (略)

2 「H」欄には「I」欄計上分(申請先誤りとして經由領事官に返送したもので、補正がなされず市町村委員会に再送され、登録しなかった旨通知した数)を除いて記載すること。



第9号様式（第9条関係）

(略)

市区町村名

(略)

第10号様式（第10条関係）

(略)

市区町村名

(略)

在外選挙人名 簿の移送（引 継ぎ）をした市 区町村名及び その区域	市区町村名
---	-------

注 「関係区域」欄には移送（引継ぎ）をした市区町村に係る関係区域を記載し、その区域の全部又は一部の別を付記すること。

第9号様式（第9条関係）

(略)

市町村名

(略)

第10号様式（第10条関係）

(略)

市町村名

(略)

在外選挙人名 簿の移送（引 継ぎ）をした市 町村名及びそ の区域	市町村名
--	------

注 「関係区域」欄には移送（引継ぎ）をした市町村に係る関係区域を記載し、その区域の全部又は一部の別を付記すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。